

流域下水道普及活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、流域下水道推進協議会(以下「推進協議会」という。)が行う下水道建設推進事業に対して予算の範囲内において流域下水道普及活動推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、推進協議会が行う次に定める事業とする。

- (1) 流域下水道の建設推進に関する事業
- (2) 関連公共下水道の建設推進に関する事業
- (3) 上記に付帯する事業

(補助対象経費及び補助額)

第3条 補助対象経費は、前条に規定する事業に要する経費とし、補助額は定額とする。

(補助金交付の申請)

第4条 推進協議会が補助金の交付の申請をしようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定し、交付決定通知書により推進協議会に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 推進協議会は、補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更とは次のとおりとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分に係る軽微な変更

補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

(2) 補助事業等の内容に係る軽微な変更

補助事業等の執行過程で生じた事情による事業内容の変更で、その内容が軽微であり、補助金交付申請書に記載した補助事業の内容の趣旨を逸脱しないもの

(実績報告)

第7条 推進協議会は、補助事業が完了した日若しくは第6条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、額の確定通知書により推進協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による額の確定後、交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。

2 前項の規定により、推進協議会が補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 推進協議会は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。